

保安林損失補償事業費補助金

1. 趣 旨

森林法に基づき、民有保安林の指定による禁伐等の伐採制限に伴い都道府県が行う損失の補償に必要な経費を補助する。

2. 事業内容

飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止又は防火を目的とする民有保安林の指定による損失補償金

3. 事業実施主体

都道府県

4. 補 助 率

1 / 2

5. 事業実施期間

平成12年度～

6. 平成18年度概算決定額

40,140千円（190,140千円）

※ 三位一体の改革により、本補助金の一部（魚つき、航行目標、保健又は風致を目的とする民有保安林の指定による損失補償金）を地方に移譲

（林野庁治山課）